

地方法人特別税

平成20年度の税制改正において、偏在が小さく、税収が安定的な地方税体系の抜本的な改革が行われるまでの間の暫定措置として創設された国税です。法人の事業税と併せて申告納付します。

なお、地方法人特別税は平成31年9月30日をもって廃止され、同年10月1日から特別法人事業税が創設されます。

適用期日

平成20年10月1日から平成31年9月30日までに開始する事業年度が適用となります。

納税義務者

法人事業税の納税義務者

納税額

各事業年度の法人事業税額
(所得割額又は収入割額)

×

税率

税率

課税標準の区分	法人の区分	税率			
		A	B	C	D
法人事業税所得割	外形標準課税法人	148.0%	67.4%	93.5%	414.2%
	その他の所得割課税法人	81.0%	43.2%	43.2%	43.2%
法人事業税収入割	収入金額課税法人	81.0%	43.2%	43.2%	43.2%

- (注)
- 「A」の税率：平成20年10月1日～平成26年9月30日までに開始する事業年度
 - 「B」の税率：平成26年10月1日～平成27年3月31日までに開始する事業年度
 - 「C」の税率：平成27年4月1日～平成28年3月31日までに開始する事業年度
 - 「D」の税率：平成28年4月1日～平成31年9月30日までに開始する事業年度
 - ※H27税制改正において、外形標準課税法人にかかる税率については、法人事業税所得割の税率引下げに併せて見直しがされています。
 - ※H28税制改正において、外形標準課税法人にかかる平成28年4月1日以降に開始する事業年度の税率について、H27税制改正時の税率から変更されています。

申告と納税

法人事業税と併せて行います。

都道府県への譲与

地方法人特別税の収入額は、用途を限定しない一般財源として、平成21年度から都道府県に「地方法人特別譲与税」として譲与されています。